様式第２号（第４条関係）

宇土市介護保険福祉用具購入費（住宅改修費）受領委任払に係る誓約書

１ 介護保険の保険給付の対象となる福祉用具販売又は住宅改修に関しては、関係法令及び宇土市介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払実施要綱を遵守します。

２ 居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者（以下「利用者」という。）が可能な限り、 その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、 利用者の心身の状況やその環境を踏まえ、適切な福祉用具販売又は住宅改修を行うよう努めるとともに、利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立った施工に努めます。

３ 利用者から受領委任払の申出があった場合には、介護保険被保険者証によって、被保険者の資格、要介護等認定の有無及び有効期間、給付制限を受けていないことを確認します。

４ 福祉用具販売又は住宅改修の利用者が、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なくその旨を市に通知します。

５ 福祉用具購入費又は住宅改修費については、自己負担額の支払を利用者から受けるものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しません。

６ 提供しようとする福祉用具販売又は住宅改修の費用が、過去に宇土市で実施した類似の事業と比較して著しく高額であると認められる場合は、宇土市が他社から同条件で見積書を徴収し、利用者に安価な方を選択するよう指示することに同意します。

７ 福祉用具販売又は住宅改修に当たっては、他の利用者との公平性及び公正性を確保します。

８ 利用者からの苦情又は相談があった場合、必要に応じて事実関係を確認するための訪問等を行い、利用者の立場を考慮し、円滑かつ迅速に苦情処理を行います。この場合において、当該事業所において処理し得ない内容については、関係機関等との協力により適切な対応方法を検討し、解決に努めます。

９ 当事業所の従業者及び従業者であった者は、業務上知り得た秘密は漏らしません。１０ 福祉用具販売又は住宅改修に伴い、当事業所の責めに帰すべき事由により、利用者

の生命、身体、財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、利用者に対してその損害を補償します。

１１ 宇土市介護保険福祉用具購入費（住宅改修費）受領委任払取扱事業者登録届出書に記載した事項に変更があったとき又は廃止するときには、速やかにその内容及びその年月日を市長に届け出ます。

１２ 関係法令、通達、市の要綱等に違反し、その是正等について市長から指導を受けたときは、直ちにこれに従います。

以上のことを誓約します。

年 月 日

住所

事業所名称

代表者職氏名 印